船舶事故等調査報告書

平成２５年７月２５日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２仙第６０号
事故等種類	衝突
発生日時	平成２４年１２月３日（月）　１８時４４分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港内 酒田市所在の酒田灯台から真方位２９０°１，０４０ｍ付近 （概位　北緯３８°５６．９′　東経１３９°４８．３′）
事故等調査の経過	平成２４年１２月１９日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　遊漁船　Marinos（マリノス）、７．９トン ２９０－３４０５４山形、個人所有 Ｂ　作業船　第一通船（だいいちつうせん）、５トン未満 ２７３－９７７７新潟、株式会社本間組
乗組員等に関する情報	船長Ａ、二級小型船舶操縦士・特定 船長Ｂ、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	Ａ　左舷中央部外板に擦過痕 Ｂ　なし
事故等の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、マスト灯、舷灯及び船尾灯（以下「法定灯火」という。）を表示し、釣り客を迎えに行くために酒田港第２北防波堤に向けて南西進していた。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、法定灯火を表示し、起重機船をえい航している揚錨船に並走して酒田港北防波堤付近にある浚渫工事現場に向けて北進中、揚錨船を追い越した直後、船長Ｂが、右舷方から接近するＡ船を認めて機関を全速力後進にかけたが、平成２４年１２月３日１８時４４分ごろ、酒田灯台西方沖において、Ａ船の左舷中央部とＢ船の船首部とが衝突した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　東南東、風速　約６m/s、視程　約２km 海象：潮汐　上げ潮の末期、波高　約０．５ｍ
その他の事項	船長Ｂは、操縦席に立った姿勢で目視によって前方の見張りを行っていた。
分析	
乗組員等の関与	Ａ　あり、Ｂ　あり
船体・機関等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
気象・海象の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
判明した事項の解析	Ａ船は、酒田港を酒田港第２北防波堤に向けて南西進中、Ｂ船と衝

	突したものと考えられるが、船長Ａから情報が得られなかったため、船長Ａの見張りの状況を明らかにすることはできなかった。 　Ｂ船は、酒田港を酒田港北防波堤付近にある浚渫工事現場に向けて北進中、船長Ｂが、並走していた揚錨船を追い越す際、見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するＡ船に気付かず、Ａ船の左舷中央部とＢ船の船首部とが衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、酒田港において、Ａ船が酒田港第２北防波堤に向けて南西進中、Ｂ船が酒田港北防波堤付近にある浚渫工事現場に向けて北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 　・船長は、常時見張りを適切に行うこと。